

堂本委員資料

第4回再犯防止推進計画等検討会（2017.05.31日）

堂本意見

少年による刑法犯の検挙人数は、昭和58年の31万7,438人をピークとし、以降減少傾向にあり、平成27年は48,680人であった。

そうした中で、少年による家庭内暴力は、毎年増加を続け、平成27年は2,531件、また、いじめに起因する事件は、同じく平成27年は200件、331人であり、家庭や学校をはじめ地域社会に非行の原因が潜在している状況にあるのは明らかである。

なかでも発達障害、知的障害等、さらに家庭における虐待などは早期に発見し、適切な対応をすれば非行や犯罪に至らずにすむ場合が少なくないとのことである。現在も学校や福祉機関、警察などで少年に対する様々な施策をとっているところだが、問題は事件が起きてからの対応が多く、予防的視点が少ないことである。

そこで、事件が起きる前に、地域で非行や犯罪を予防するために、学校、児童相談所や養護施設、法務少年支援センター、家庭裁判所、地方自治体、さらに民間の団体や個人が困難に直面している子どもたちを常日頃から守る体制をつくり、初犯と再犯を防止すべきである。

1 非行「初犯」の予防について

○家庭で虐待を受けている子どもたちのなかには、相談相手がなく、学童保育にも馴染めず、家にも自分の居場所がなく、孤立し、非行に走りやすい状況に置かれるケースが少なくない。その兆候にいち早く気づくのは保育園・幼稚園・小学校などの保育士や教員である。その場合、本人が望まないこと、また、保護者との関係を悪化させたくない学校の都合などから表沙汰にすることを躊躇せざるを得ないケースもあると聞く。非行を予防するためには、多忙な担任教師をサポートするため、例えば養護施設における家庭支援専門相談員のような専門家を学校に常駐させ、子どもや家族とのきめ細かい連絡や対応を行ってはどうか。提案したい。

また、子供たちの居場所の確保にNPO、社会福祉法人などの民間団体やボランティアの活用を図るため支援を行うべきである。

○子どもの異変に気づいた場合は、できるだけ早く、学校の教員等は、本人や家族の意見、希望にも配慮しながら児童相談所や地方自治体などの担当者と連絡を取り、対処すべきである。そのためには、福祉機関、地方自治体、地域のNPO、民間団体等が平時から連携するシステムの構築が必要である。そうしたネ

ットワーを機能させることで、子供の孤立を防ぎ、非行に走らせないよう保護者との調整が重要である。

また、子供を親から分離する必要があるようなケースについては、児童相談所と地方自治体、警察などは連携して速やかに対応すべきである。

2 犯罪をした者等に対する学校等と連携した修学支援の実施等について

○少年については、学習の機会が失われないようにすることが、単なる立ち直りだけでなく、その後の少年の人生において重要である。そのためには少年たちを差別し、学びの場から排除してはならない。特に、高等学校においては、在籍者が少年院に收容されたことを認知した場合は、退学となるケースが多いと思われるが、少年院に收容された在籍者について、退学ありきではなく、まずは、少年にとって望ましい選択肢を少年院、保護司等と共に考えていくという姿勢が学校関係者に求められる。

少年院に收容されている間の学習の指導・支援はもちろんのこと、少年が復学・進学を希望する場合には、出院後の復学・進学に向け、少年院、保護観察所、学校関係者等において、積極的に連携・調整を図ること。

3 犯罪をした者等に対する効果的な指導の実施について

○少年院において、

・発達障害や知的障害を有する少年は増加している。

(新收容者のうち発達障害・知的障害等を有する少年の割合
平成7年4. 1%, 平成27年16. 6%)

こうした様々な事情を抱える少年に対しては、児童福祉機関その他の専門機関と連携し、その特性に応じたきめ細かな指導の一層の充実を図ること。

○女子少年について

・女子の少年院入院者の非行名別構成比を見ると、覚醒剤取締法違反が26. 3%、ぐ犯が13. 2%と男子少年に見られない傾向が顕著である。つまり、女子少年の場合には、性犯罪被害の対象や覚醒剤事犯になるケースが少なくないため、こうした被害や非行を予防するために、法務省、厚生労働省、文部科学省、警察庁等の関係機関が連携協力し、それぞれが有する知見・専門性を生かした教育・指導・治療等のプログラムを検討・構築し、少年院、保護観察所、更生保護施設のみならず、学校、福祉施設、病院、民間の薬物依存症リハビリ施設、民間団体等において実施することにより、少年院や更生保護施設を出院・退所後も、地域社会において継続して同プログラムを受けられるよう配慮すること。

・少年犯罪については、虐待の被害体験を有する者の割合が高い。

平成27年6月から12月の入院者のうち、女子は42.4%が被虐待経験を有していた。「非行、初犯の予防」の項でも述べたが、早期の発見、対応が求められると同時に虐待の被害体験者は成長すると家庭内暴力の加害者になるケースも多い。こうした世代間の連鎖を断ち切るためにも、少年院において社会における人とのコミュニケーション能力を身につけ、衣食住に関する教育、本人にあった就労訓練など、自立した生活が営めるよう訓練を充実すべきである。